

文京区公園再整備基本計画の改定について

1. 概要

都市緑地法（昭和48年法律第72号）の改正（H30年4月）により本計画の上位計画である「文京区みどりの基本計画」（令和2年3月）を改定し、都市公園の整備及び管理の方針を定め、具体的に「公園再整備事業の強化」や「民間活力を活かした公園利用活用の検討」といった施策を示したところである。

この度、本計画の計画期間が終了したことから、上位計画に基づき、公園施設の長寿命化などの新たな視点について、国、都の動向を踏まえ改定する。

2. 主な改定内容

- (1) 都市公園等における樹木のチェック体制の強化
- (2) 公園施設の長寿命化
- (3) 都市公園等における防災機能やユニバーサルデザインに配慮した遊具の整備

3. 検討組織

文京区公園再整備基本計画改定検討委員会

委員長：土木部長

副委員長：みどり公園課長

委員：企画課長、防災課長、高齢福祉課長、障害福祉課長、幼児保育課長、
子ども施設担当課長 都市計画課長、教育総務課長

4. スケジュール

令和3年8月～10月	検討委員会の開催（2回程度）
12月	議会報告（改定（素案）について）
令和4年1月	パブリックコメント 検討委員会の開催
2月	議会報告（改定（案）について）
3月	文京区公園再整備基本計画改定